

日本の財政と社会保障

菅 谷 広 宣

はじめに

- I . 国の社会保障関係費
 - II . 地方公共団体の社会保障費用
 - III . 国と地方の財政収支
 - IV . 財政赤字をどのように考えるか
 - V . 社会保障財源としての公費と保険料
 - VI . 社会保障財源としての消費税
- おわりに

はじめに

周知の通り、日本の財政は非常に厳しい状況にある。2018（平成 30）年度予算における国債費は 23 兆 3020 億円で、これは国の一般会計歳出総額の 23.8% に相当し、公債（普通国債）¹⁾ 残高は同年度末には 883 兆円（GDP 比で 156%）に達すると見込まれている。また、地方公共団体の財政は、国ほど深刻な状況でないものの、歳出に占める公債費の割合は 10% を超え、2018 年度末の見込みでは、地方の長期債務残高は 192 兆円（GDP 比 34%）とされている。

他方、歳出面では国の社会保障関係費、および地方公共団体の民生費の伸びが顕著であり、これらは両者の財政を圧迫している。したがって、日本の財政問題は、社会保障の財源を今後どのように調達していくかにかかっているといてもよい。

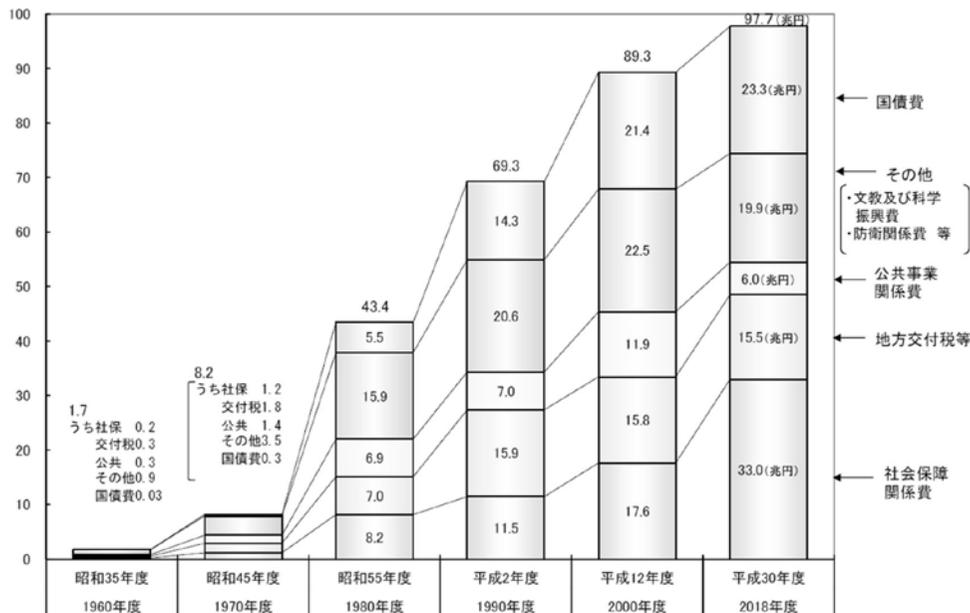
こうした問題意識から、本稿では、社会保障にかかわる国と地方公共団体の歳出、および両者の財政収支全般を第 I 節から第 III 節で確認し、そのうえで財政赤字についての考え方を第 IV 節で述べる。そして、第 V 節から第 VI 節では、社会保障財源としての公費と保険料にくわえ、消費税についての考察を行なう。

I . 国の社会保障関係費

まず、2018（平成 30）年度予算における社会保障関係費は 32 兆 9732 億円で、これは一般会計歳出の 33.7%、一般歳出の 56.0% に相当する。その内訳は、医療が 11 兆 8079 億円（社会保障関

係費の35.9%)、年金が11兆8036億円(同35.8%)、介護が3兆1153億円(同9.4%)、福祉・その他が6兆2464億円(同18.9%)である(財務省, 2018a, p.4)。こうした社会保障関係費は、よく知られているように、近年では一般会計の最大費目となっているが、図表1の通り、特に2000(平成12)年度以降の伸びが著しく、2018(平成30)年度までの18年間で2倍近くに膨らんでいる。

図表1：一般会計歳出の主要経費の推移



注：2000(平成12)年度までは決算，2018(平成30)年度は政府案による。

出所：財務省主計局(2017)

ところで、社会保障関係費は一般会計から国民に直接支払われるのではなく、労働保険特会や年金特会といった関係する特別会計に繰り入れられたり、国庫支出金等として地方公共団体へ配分されたりしたうえで支出されている。これらのうち労働保険特別会計は、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている²⁾。また、年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定、業務勘定に分かれ、それぞれ次の業務に関する経理を行なっている³⁾。

1) 基礎年金勘定

国民年金法等による事業のうち、基礎年金事業の収支を経理するもので、基礎年金の給付に要する費用に充てるための国民年金勘定及び厚生年金勘定からの受入金、並びに実施機関たる共済組合等からの拠出金を主な財源として、年金給付等を行なっている。

2) 国民年金勘定

国民年金法等による事業の収支を経理するもので、国民年金給付については保険料、運用収入及び国庫負担金を主な財源として、福祉年金及び特別障害給付金給付については国庫負担金を財源として、年金給付等を行なっている。

3) 厚生年金勘定

厚生年金保険法による事業の保険収支を経理するもので、事業主等から徴収する保険料、運用収入及び国庫負担金を主な財源として、年金給付等を行なっている。

4) 健康勘定

健康保険法に関して政府が行なう業務の収支を経理するもので、事業主等から徴収する保険料を主な財源として、全国健康保険協会への交付等を行なっている。

5) 子ども・子育て支援勘定

児童手当法等の施行に関する収支を経理するもので、事業主からの拠出金及び国庫負担金を主な財源として、児童手当の給付等を行なっている。

6) 業務勘定

基礎年金事業、国民年金事業、厚生年金保険事業及び健康保険に関する適用・徴収業務、子ども・子育て拠出金の徴収業務等に係る収支を経理するもので、国民年金勘定、厚生年金勘定等からの受入金及び国庫負担金を主な財源として、適用、保険料徴収、年金給付といった一連の業務を行なっている。

II. 地方公共団体の社会保障費用

地方公共団体の社会保障費用は、普通会計のなかの民生費（社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費からなる）、衛生費、労働費、住宅費（土木費に含まれる）、及び公営事業会計のなかの国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計にみることができるが、本節では普通会計部分を中心に述べる⁴⁾。

2018（平成30）年度地方財政計画では地方財政の規模は86兆8973億円とされている（総務省自治財政局，2018）が、同計画は国が作成する地方政府全体としての歳入と歳出の見通しであり、予算とは違って地方政府を拘束するものではない。国からの地方交付税交付金や国庫支出金の規模、財政投融资計画で引き受け可能な地方債の金額のように、地方政府の予算は国との関りで編成されるために多くの不確定要因を抱えている。このため、その編成作業⁵⁾は暫定的な性格を帯びざるをえず、地方政府の財政統計情報は決算ベースで把握される（湯本，2015，pp.56-58）。本稿執筆時点で公表されている最新の決算は、2016（平成28）年度のものだが、歳出総額は都道府県で50兆2103億700万円、市町村⁶⁾で56兆4951億2800万円、これらの純計で98兆1414億6400億円であった（総務省，2018a⁷⁾）。

それらを目的別にみると、社会保障関係では民生費が都道府県で8兆5547億8500万円（都道府県歳出総額の17.04%）、市町村で21兆128億3900万円（市町村歳出総額の37.19%）、都道府県と市町村の純計（以下、純計）で26兆3407億5600万円（純計歳出総額の26.84%）、衛生費が都道府県で1兆7095億1700万円（都道府県歳出総額の3.40%）、市町村で4兆7149億3600万円（市町村歳出総額の8.35%）、純計で6兆2584億1300万円（純計歳出総額の6.38%）、労働費が都道府県で1943億6500万円（都道府県歳出総額の0.39%）、市町村で1087億100万円（市町村歳出総額の0.19%）、純計で2962億5800万円（純計歳出総額の0.30%）、住宅費が都道府県で5029億8300万円（都道府県歳出総額の1.00%）、市町村で7803億9600万円（市町村歳出総額の1.38%）、純計で1兆2482億400万円（純計歳出総額の1.27%）となっている（総務省、2018a⁸⁾）。

では、純計の目的別歳出の構成は、どのように推移してきたのだろうか。図表2は、それをみたものである。構成比で相対的に大きな割合を占めているのは、民生費、土木費、教育費、公債費等である。これらのなかで民生費は、2007（平成19）年度には教育費を抜いて最大の費目となり、以後も比率を高めて2016（平成28）年度には全体の26.8%を占めるようになってきている。また、公債費の比率は少しずつ低下する傾向にあるが、2016（平成28）年度でも12.8%にのぼっている。なお、2016（平成28）年度の民生費は26兆3407億5600万円であったが、その財源のうち国庫支出金は8兆2739億3100万円（民生費の31.4%）、一般財源は16兆4703億7200万円（同62.5%）だった（総務省、2018a⁹⁾）。一般財源に地方交付税が入っていることも考えれば、国が地方公共団体の福祉政策や福祉財政に大きくかかわっていることがわかる¹⁰⁾。

図表2 都道府県と市町村純計の目的別歳出構成比の推移

年度	総額 (百万円)	全体	構成比 (%)														
			議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	警察費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	前年度繰上充用金
2006	89,210,597	100.0	0.5	9.7	18.2	6.2	0.3	4.2	5.3	15.5	2.0	3.8	18.5	0.6	14.9	0.3	0.0
2007	89,147,615	100.0	0.5	10.0	19.0	6.1	0.3	3.9	5.6	15.0	2.0	3.8	18.4	0.4	14.6	0.3	0.1
2008	89,691,477	100.0	0.5	9.9	19.9	6.0	0.7	3.7	5.9	14.4	2.0	3.7	18.0	0.2	14.7	0.4	0.1
2009	96,106,449	100.0	0.4	11.2	20.6	6.2	1.0	3.7	6.8	13.8	1.9	3.4	17.1	0.1	13.4	0.3	0.0
2010	94,775,014	100.0	0.4	10.6	22.5	6.1	0.9	3.4	6.8	12.6	1.9	3.4	17.4	0.2	13.7	0.3	0.0
2011	97,002,646	100.0	0.5	9.6	23.9	7.0	1.0	3.3	6.8	11.6	1.9	3.3	16.7	0.8	13.4	0.2	0.0
2012	96,418,554	100.0	0.5	10.3	24.0	6.2	0.8	3.3	6.4	11.7	2.0	3.3	16.7	1.0	13.5	0.2	0.0
2013	97,412,028	100.0	0.4	10.3	24.1	6.1	0.6	3.6	6.1	12.4	2.0	3.2	16.5	0.9	13.5	0.2	0.0
2014	98,522,799	100.0	0.4	10.0	24.8	6.2	0.4	3.4	5.6	12.2	2.2	3.2	16.9	0.7	13.6	0.2	0.0
2015	98,405,225	100.0	0.5	9.8	25.7	6.4	0.4	3.3	5.6	11.9	2.1	3.3	17.1	0.7	13.1	0.2	0.0
2016	98,141,464	100.0	0.4	9.1	26.8	6.4	0.3	3.2	5.3	12.2	2.0	3.3	17.1	0.8	12.8	0.2	0.0

出所：総務省（2018b）より筆者作成。

他方、純計の性質別歳出の構成を時系列でみると、扶助費や補助費等、および繰出金の比率が高まってきている。具体的には、扶助費と補助費等、そして繰出金は、1996（平成8）年度に歳出の各5.8%、6.1%、3.2%であったが、2016（平成28）年度には、各14.3%、10.0%、5.6%となっている（総務省、2018a¹¹）。こうした変化は、目的別歳出における民生費の比率が上昇してきていることの表れだともいえる。ちなみに、2016（平成28）年度の扶助費をみると、全体のうち民生費に使われた割合は、都道府県で72.2%、市町村で96.8%、純計で94.9%となっている（総務省、2018a¹²）。また、市町村や社会福祉法人等に対して出される都道府県の補助費等、そして社会福祉法人等に対して出される市町村の補助費等は、各レベルで行なわれる福祉の財源となっているが、2016（平成28）年度における純計の歳出のうち、補助費等は9兆8422億4800万円で、そのうちの3兆9227億3500億円は、民生費のなかで支出されている（総務省、2018a¹³）。さらに、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療といった各事業会計への繰出金も、各制度の重要な財源を担っているが、2016（平成28）年度における市町村の歳出をみると、総額である56兆4951億2800万円のうち、5兆3063億100万円が繰出金となっており、そのうち1兆3557億9400万円（繰出金の25.6%）は国民健康保険事業会計に、1兆5421億1000万円（同28.3%）は後期高齢者医療事業会計に、1兆4960億円（同27.5%）は介護保険事業会計に繰り出されている（総務省、2018a¹⁴）。

その一方、性質別歳出では、普通建設事業費や人件費の比率が低下してきている。これも具体的にみると、純計の歳出総額に対し、普通建設事業費、人件費の割合は、1996（平成8）年度に各30.2%、26.7%であったが、2016（平成28）年度には、各14.6%、22.9%と、特に普通建設事業費の比率低下が顕著である（総務省、2018a¹⁵）。この普通建設事業費ほどではないものの、扶助費が増加する一方で、財政上の制約からくる人件費の抑制は、社会保障の運営にも影響を与えている。例えば、福祉事務所がケースワーカーの増員を見込むことが難しくなっており、多くの自治体がケースワーカー1人当りの担当件数を増やしたり、非常勤職員や嘱託職員を雇用したりして、対応を図ってきている（沼尾、2018、p.160）。

Ⅲ. 国と地方の財政収支

1. 国の財政収支

2018（平成30）年度当初予算ベースにおける国の一般会計歳入総額は97兆7128億円、そのうち租税及び印紙収入は59兆0790億円（一般会計歳入総額の60.5%）、公債金は33兆6922億円（同34.5%）、その他収入は4兆9416億円（同5.1%）となっている。これらのうち租税及び印紙収入の内訳は、所得税が19兆0200億円（一般会計歳入総額の19.5%）、法人税が12兆1670億円（同12.5%）、消費税が17兆5580億円（同18.0%）、その他が10兆3340億円（同10.6%）であり、

公債金の内訳は特例公債（赤字公債）が 27 兆 5982 億円（同 28.2%）、4 条公債（建設公債）が 6 兆 0940 億円（同 6.2%）となっている（以上、財務省、2018b, p.5）。

なお、財政法第 4 条第 1 項は、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」としているが、同項は但し書きで「公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる」としている。この但し書きに基づくものが 4 条公債であるが、これが認められているのは、同公債が社会資本を形成するためのものであり、その便益が将来世代にも及ぶためである。他方、特例公債は、単年度だけ有効な特別の法律（特例公債法）を制定し、公共事業以外の財源不足に充てるものであり、現世代の消費のための負担を将来世代が負うことになるという問題がある（これに関連する若干の論点は、第 IV 節を参照）。

他方、2018（平成 30）年度の一般会計歳出総額である 97 兆 7128 億円の内訳をみると、32 兆 9732 億円（一般会計歳出総額の 33.7%）は社会保障関係費であるが、他の歳出項目では、地方交付税交付金等が 15 兆 5150 億円（同 15.9%）、公共事業が 5 兆 9789 億円（同 6.1%）、文教及び科学振興が 5 兆 3646 億円（同 5.5%）、防衛が 5 兆 1911 億円（同 5.3%）、食料安定供給が 9924 億円（同 1.0%）、エネルギー対策が 9186 億円（同 0.9%）、経済協力が 5089 億円（同 0.5%）、恩給が 2504 億円（同 0.3%）、中小企業対策が 1771 億円（同 0.2%）、その他事項経費が 6 兆 1904 億円（同 6.3%）、予備費が 3500 億円（同 0.4%）となっており、これらを合わせた基礎的財政収支対象経費は 74 兆 4108 億円（同 76.2%）、国債費は 23 兆 3020 億円（同 23.8%）となっている。上記の歳入構造と合わせてみると、基礎的財政収支は 10 兆 3902 億円のマイナスであり（以上、財務省、2018b, p.5）、公債（普通国債）残高は 2018（平成 30）年度末には 883 兆円（GDP 比で 156%）に達すると見込まれている。そして、その内訳は、4 条公債が 273 兆円、特例公債が 604 兆円、復興債（東日本大震災関係）が 6 兆円となっている（財務省主計局、2017）。

2. 地方の財政収支

2018（平成 30）年度地方財政計画における財政規模は、86 兆 8973 億円とされている。それを歳入からみると、一般財源（総額 62 兆 1159 億円）として、地方税が 39 兆 4294 億円、地方譲与税が 2 兆 5754 億円、地方交付税が 16 兆 85 億円、地方特例交付金が 1544 億円、臨時財政対策債が 3 兆 9865 億円、復旧・復興事業一般財源充当分が - 77 億円、全国防災事業一般財源充当分が - 306 億円となっている。また、特定財源（総額 24 兆 7814 億円）として、国庫支出金が 13 兆 6512 億円、地方債（上記の臨時財政対策債を除く）が 5 兆 2321 億円、使用料及び手数料が 1 兆 6091 億円、雑収入が 4 兆 2890 億円となっている。他方、歳出では、一般行政経費が 37 兆 522 億円、給与関係経費が 20 兆 3144 億円、投資的経費が 11 兆 6180 億円、公債費が 12 兆 2064 億円、公営企業繰出金が 2 兆 5584 億円、維持補修費が 1 兆 3079 億円、不交付団体水準超経費が 1 兆 8400 億円となっている（以上、総務省自治財政局、2018）。

これに対して、決算ベースで2016（平成28）年度の歳入をみると、図表3の通りである。地方財政計画にあると同様、一般財源に占める地方交付税、および特定財源（図表3のその他の財源から臨時財政対策債を除いたもの）に占める国庫支出金の割合が高くなっており¹⁶⁾、地方債による財源調達もかなりの程度に及んでいる。一方、歳出は都道府県で50兆2103億円、市町村で56兆4951億円、純計で98兆1415億円となっており、歳入歳出差引額から翌年度に繰越すべき財源を控除した実質収支は、都道府県で5713億円、市町村で1兆3892億円、都道府県・市町村の合計で1兆9605億円の黒字となっている（総務省、2018a¹⁷⁾）。ただし、地方債による財源調達が行なわれていることからわかるように、歳出の内訳では、公債費が都道府県で13.8%、市町村で10.1%、都道府県・市町村の純計で12.8%となっており（総務省、2018a¹⁸⁾）、国の建設国債に相当する地方債の比重が低下する一方で、赤字国債に相当する部分（臨時財政対策債）のウエイトが高まっているという問題もある（湯本、2015、p.56）。なお、2018（平成30）年度末の見込みでは、地方の長期債務残高は192兆円（GDP比34%）である（財務省主計局、2017）。

図表3：2016（平成28）年度歳入決算額の構成比（単位：億円・%）

	純計 1,014,598	都道府県 516,231	市町村 584,007
一般財源	(58.2)	(60.6)	(52.2)
地方税	38.8	39.2	32.8
地方交付税	17.0	17.5	14.0
地方特例交付金	0.1	0.1	0.1
地方譲与税等	2.3	3.7	5.3
その他の財源	(41.8)	(39.4)	(47.8)
国庫支出金	15.5	12.6	15.8
地方債	10.2	10.7	8.4
うち臨時財政対策債	3.7	4.2	2.7
都道府県支出金	-	-	6.8
その他	16.1	16.1	16.8

出所：総務省（2018a）

IV. 財政赤字をどのように考えるか

前節でみたような財政赤字の問題を、どのように考えたらよいであろうか。ここでは国債に焦点を絞って考えていく。

小塩（2014、pp.228-229）は、財政の「等価定理」あるいは「中立命題」（政府が一定の支出を行なうために必要な財源を、国債発行で調達しても、税で調達しても同じだという考え方）にふれつつ、「財政赤字は問題ではない」、「増税なんかしても意味がない」と、極端ともいえる指摘をしている。しかし、この定理ないし命題が成立するためには、①政府は借金返済のために、将来必ず増税を行なうだろうと個人が合理的に予測する、②個人が流動性制約（資金の貸し借りが自由にできないこと）に直面せず、効用を最大化する消費を行なうために、いくらでも借金ができ

る、③子の世代に行なわれる増税に備えて、親が必ずその分の財産を遺すという利他的な遺産動機が存在する等の前提条件が必要であり、それらが非現実的だとの批判もある¹⁹⁾ (川村編, 2016, pp.222-223)。また、順序は前後するが、小塩 (2014, p.217) は、「赤字国債は将来世代の負担となるが、赤字国債は民間部門が保有しているので、完全に相殺できる (将来世代は、前の世代から受けた赤字国債を国に売却することで、政府がその国債償還のために求める増税分を完全に支払うことができるからである)」としている。このことは、国全体のマクロレベルで理論的には正しいと言いうるにしても、それを個人レベルで現実的に可能とする税制はありえるのだろうか。くわえて、2013年4月に始まった日本銀行による量的・質的金融緩和²⁰⁾により、国債の最大保有者が民間部門ではなく、日本銀行となっている²¹⁾点にも留意する必要がある。

他方、残高というストックでみた場合には、海外投資家は日本国債の保有者別比率で徐々にプレゼンスを高めてきているものの、2018 (平成30)年6月末では全体の11.47% (日本銀行調査統計局, 2018)と、まだ水準は低い。しかし、国債流通市場における海外投資家の売買シェアは上昇傾向にあり、2017 (平成29)年12月時点で見ると現物で31.9%、先物で57.4% (いずれも国庫短期証券を含む) となっている (財務省, 2018c, p.2)。こうしたことから、日本国債は国内で消化されているから安全だとの見方については、疑問が投げかかられている (川村編, 2016, pp.194-196)。それでも日本がかつてのギリシャのような財政危機へ陥るに至らないのは、まだ政府や政府財政に対する信認があるためであり、いまのところ、内外の投資家は円建ての日本国債を購入する際に、高い金利を求めているわけではない。そのような日本国債への信認がある理由は、ひとつには日本は先進国の中では国民負担率が低く、いつかは増税によって財政を健全化する余地が大きいとみられているからである。しかし、いざとなっても日本が増税できない国だと評価されれば、それまでの信認は失われ、国債価格が下落して金利が上昇し、財政だけでなく、金融システムや経済・国民生活等が大きな打撃を受けることになるだろう²²⁾ (川村編, 2016, pp.248-251)。

こうした観点からも財政再建は重大な課題であるが、その達成には経済成長による自然増収だけでは不十分であり、歳出抑制と負担増を合わせて実施していくことが必要である (上村・足立, 2015, p.11; 土居, 2012, pp.224-237等)。これらのうち負担増についていえば、これまで赤字公債で補填してきたといってもよい社会保障関係費の財源調達をどうしていくのか、という問題に帰着する。

V. 社会保障財源としての公費と保険料

1. 公費と社会保険料

社会保障財源としての公費 (租税) と社会保険料の最大の違いは、「租税は対価性 (特別の給付に対する反対給付たる性質) を有していないのに対して、社会保険料は対価性を有すること」(確

井, 2009, p.96) である。これに当てはめていえば, 例えば根岸 (2018, p.44) が述べているように, 租税の場合, 「負担と受益が切り離され, 負担した事実やその能力が受益を左右することはない」。そして, 給付は普遍的にもなりうるし, 資力調査等を伴って選別的にもなりうる。これに対して社会保険料の場合, 「納入の見返りに受給権が付与されるので」(根岸, 2018, p.44), 資力調査等の必要はなく, 給付は普遍的である。なお, こうした租税と社会保険料の違いを納付段階に着目してみれば, 四方 (2017, p.31) が指摘するように, 租税 (ここでは直接税を意味する: 筆者挿入) が課税最低限以下の低所得者に負担の必要性がなく, 排除が生じないという意味で普遍的なものに対し, 社会保険料は低所得者にとって未加入や未納による排除を生じさせる。

他方, 租税と社会保険料には類似性もある。まず, 個別の納付義務者の同意を要しない強制的負担という点で, 両者は同様の性質をもっている (碓井, 2009, p.94)。また, 特定の目的に使われる社会保険料は, 租税の一種である目的税に近い (根岸, 2018, p.45)。

租税と社会保険料は, このような類似性もあって, 両者の違いが明確に区別されることなく, 社会保障の財源として使われている。それは, 次項でみる社会保険に対する巨額の公費負担の投入という点で, 典型的にあらわれている。

2. 社会保険に対する公費負担の投入

日本の社会保障の特徴を費用と財源の面から一言で表すならば, 「社会保険が中心であり, そこに巨額の公費負担が投入されている」ということになろう²³⁾。これを具体的に示すと, 2016 (平成 28) 年度における 116 兆 9026 億 6200 万円の社会保障給付費 (ILO 基準) のうち, 86.70% に相当する 101 兆 3450 億 5300 万円が, 社会保険制度から出ている²⁴⁾。他方, 財源面では, 社会保険制度に対して 24 兆 3382 億 9200 万円の国庫負担と 8 兆 2485 億 8400 万円の他の公費負担 (地方公共団体の負担) が出ており, この両者を合わせた 32 兆 5868 億 7700 万円から管理費の 1 兆 3911 億 3200 万円を除いた 31 兆 1957 億 4500 万円は, 社会保険制度からの給付費の 30.78% に相当する²⁵⁾。ただし, その程度は別として, 社会保険への公費負担は日本に特有のものではない。宮島 (2010, p.101) が指摘するように, 「欧州大陸諸国の社会保険制度にも低所得の自営業・農家, 失業者, 育児者, 学生等への保険料補助や最低給付, さらには保険料不足分の赤字補填等を公費負担によって賄う制度が相当程度組み込まれている」し, アジアでも例えばタイでは, フォーマル・セクター労働者を強制加入とする社会保険制度に, 国庫負担が入っている。

社会保険へ公費 (租税) を投入する理由には, ①強制加入に対する見返り, ②不十分な財政力の補完, ③制度間の財政力格差の調整, ④国民への生活保障に対する公的責任の遂行などがあげられる (菊池, 2003, p.25)。社会保険制度全般の歴史的変遷, そして, その結果としての基礎年金, 国民健康保険, 全国健康保険協会 (協会けんぽ), 介護保険, さらには後期高齢者医療の財政の現状に鑑みても, 日本の社会保険にとって公費負担は欠かせない存在となっている。ただし, 2016 (平成 28) 年度における国の一般会計予算では, 社会保障関係費は 31 兆 9738 億円, 特例

公債による歳入は 28 兆 3820 億円となっていた（財務省，2016，pp.1-2）が，前者のうちの 24 兆 3382 億 9200 万円は上記の通り社会保険制度への国庫負担であり，これが社会保障関係費のなかでも特に国の財政を著しく圧迫しているとの見方ができる。ちなみに，山田（2015，p.61）は，「社会保険財源に税を入れると他の財源との競合による財政制約を受ける可能性がある」と指摘している。

3. 社会保険料の逆進性等の問題点

消費税の逆進性は頻繁に指摘される²⁶⁾が，社会保険料のなかには消費税以上の逆進性が見受けられる部分がある。その最たるものは基礎年金第 1 号被保険者の保険料であり，これは減免を受けるほどではない場合²⁷⁾，各被保険者の経済状態に関わらず，毎月定額の 1 万 6900 円（2004 年価格，2018 年度価格では 1 万 6340 円）である。消費税の逆進性についていえば，食料品等の生活必需品への課税が低所得者にとって大きな負担であることには違いない。しかし，生活必需品以外に，いつ何をどれだけ購入するかは，程度の差こそあれ消費者に選択の余地がありえるし²⁸⁾，税率は同じであっても，これによって個人ないし世帯レベルでの消費税負担額は異なってくる。所得に対する消費税負担額の割合は低所得者ほど高くなるものの，一般的に言えば，高所得者ほど財やサービスの購入額も消費税負担額も大きくなる。これに対し，定額の負担には個人や世帯に選択の余地がない。この点は，基礎年金第 1 号被保険者の保険料だけではなく，国民健康保険料（税）の応益割（1 人当たり定額の均等割と 1 世帯当たり定額の平等割）にもみられる²⁹⁾。また，厚生年金や健康保険の被保険者については，該当事者がわずかだとしても，標準報酬月額や標準賞与額の上限を上回る高所得者の実質負担率が低く抑えられる³⁰⁾ほか，池上（2017，pp.66）も指摘するように，所得税における社会保険料控除が，限界税率の高い高所得層の税負担を軽減することになる。くわえて，根岸（2018，p.48）は，「租税（ここでは直接税を意味する：筆者挿入）の累進性が，社会保険料の逆進構造によって弱められている」としている。

社会保険料には上記のような問題があるが，他面では，被用者保険の料率を引き上げると，企業は労働費用の増加を抑えるため，賃上げを抑制したり³¹⁾，正規社員の採用を手控えて被用者保険が適用されない非正規雇用を増やしたりする可能性もある。また，日本の社会保険制度では，年収を調整して基礎年金の第 3 号被保険者や健康保険等の扶養家族にとどまる人々がいるように，働き方にとって必ずしも中立的ではない部分がある。

VI. 社会保障財源としての消費税

1. 目的税としての消費税

消費税は、1989（平成元）年4月に導入された。その税率は当初3%であったが、これが5%に引き上げられた1999（平成11）年4月に、地方消費税が5%中の1%として組み込まれた。その後、社会保障と税の一体改革を通じて2014（平成26）年4月から国税分が6.3%、地方税分が1.7%の計8%となり、2019年10月からは国税分が7.8%、地方税分が2.2%の計10%（軽減税率適用分については国税分が6.24%、地方税分が1.76%の計8%）となる予定である。地方交付税を通じた移転を考慮すると、税率が10%に引き上げられた時点の国と地方の実質的配分は、6.28%と3.72%になる³²⁾。

こうした消費税（国分）の使途は、1999（平成11）年度より毎年度の予算総則³³⁾において、高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）に限定されるようになった（消費税の福祉目的税化）。そして、社会保障と税の一体改革のなかで、消費税の使途は2014（平成26）年度から社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）に拡大され（消費税の社会保障目的税化）、こうした使途の限定は、消費税法でも第1条第2項に明文化された。また、地方消費税収や国の消費税収から地方交付税を通じて地方へ移転する分のうち、地方消費税1%を除く部分は、社会保障4経費のほか、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に充てるものとされている（地方税法第72条の116）。

では、社会保障と税の一体改革は、消費税率の5%から10%への引き上げによる増収分（国と地方の合計5%分）を、どのように配分することを想定していたのかということ、「社会保障の安定化」に11.2兆円（4%）程度、「社会保障の充実」に2.8兆円（1%）程度であった。これらのうち、「社会保障の安定化」については、事実上赤字国債の発行で賄われてきた既存の社会保障への充当を意味する「後代への負担のつけ回しの軽減」が最も多く7.3兆円程度、「基礎年金国庫負担の2分の1への引き上げ等」に3.2兆円程度、「消費税の引き上げに伴う社会保障支出の増加」（年金額、診療報酬等の物価上昇を反映させた額）に0.8兆円程度とされていた。また、「社会保障の充実」には、待機児童解消、医療介護サービスの充実、低所得者対策等が含まれていた。そして、消費税率10%への引き上げによる増収効果がすべて出る前の年度までは、増収分を「基礎年金の国庫負担2分の1の恒久化」にまず充て、残りを「社会保障の充実」と「消費税の引き上げに伴う社会保障支出の増加」の合計と、「後代への負担のつけ回しの軽減」に概ね1:2で配分する扱いがとられている（野田，2017，p2）。

なお、消費税率の8%から10%への引き上げに関して、これによる増収5兆円強のうち4兆円程度は、当初のルールでは「後代への負担のつけ回しの軽減」に充てることになっていたが、そのうちの2兆円程度を幼児教育の無償化や高等教育の負担軽減等に回すという方針転換を、安部

政権は2017（平成29）年9月に打ち出した。そして、その信を国民に問うとした衆議院の解散・総選挙で自公政権は勝利したのであるが、上記の方針転換を具体化した同年12月の「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）のメニューに関し、消費税収の使途が社会保障と税の一体改革の内容から逸脱する可能性が出てきたとの指摘がある³⁴⁾。また、「後代への負担のつけ回しの軽減」に対する財源の半分が、その目的に使用されなくなることで、財政健全化の後退も避けられない。事実、翌2018（平成30）年6月に政府が閣議決定した経済財政運営の基本方針（骨太の方針）は、基礎的財政収支の黒字化を2025年度に目指すとし、従来より5年先送りしている³⁵⁾。

他方、1999（平成11）年度からの福祉目的化により、消費税収は高齢者3経費に充当されるようになったものの、消費税収だけでは不足が生じ、残りを他の財源で補填している。高齢者3経費から国の消費税収を差し引いた額は、1999年度に1.5兆円だったが、2013年度には10.3兆円へと大きく膨らんでいる。そして、高齢者3経費に対する消費税収の比率は、この間に83.1%から42.1%へと、大幅に低下している（知原，2017，pp.5-6）。また、財務省（2018a，p.13）は、2021年度時点で、社会保障4経費の44.8兆円（国・地方の合計）および同経費に則った範囲の地方単独事業を合わせた額45.1兆円に対し、社会保障財源化が予定されている消費税収は25.2兆円³⁶⁾であり、その差額が19.9兆円になるとの試算を示している。

2. 社会保障財源としての消費税の妥当性

ここではまず、日本の租税負担構成の国際的位置を、OECD（2017）で確認しておこう。2015年時点では34ヶ国（現在は36ヶ国）がOECDに加盟していたが、それらの国々を同年の租税負担に占める消費課税の割合が高い順に並べると、日本は34.6%で29番目となっており、OECD諸国平均の44.6%を10ポイント下回っている。他の分野を同様にみていくと、個人所得課税では日本は31.2%と、上から20番目で平均の33.1%を1.9ポイント下回っているのに対して、資産課税等では13.9%と、9番目で平均の10.6%を3.9ポイント、法人所得課税では20.3%と、4番目で平均の12.3%を8.0ポイント上回っている。このような租税負担の構成をみると、日本は消費課税の割合の低さと法人所得課税の割合の高さで目立っている。消費税率の10%への引き上げが実施されると5兆円強の消費税収の増加が見込まれるが、他の税収が現状からあまり変わらない場合、すべての税収に占める消費課税の割合は若干の上昇にとどまり、上記のような日本の租税負担の構成には、わずかな変化が生じるのみである。

なお、2015年における日本の租税負担率（GDP比）は18.62%と、OECD諸国の平均である24.98%を6.36ポイント下回っている。社会保障拠出金（大部分は社会保険料）をくわえた国民負担率（GDP比）の差は縮小するものの、やはり日本のそれは30.74%と、OECD諸国平均の33.99%よりも3.25ポイント低くなっている。他方、2013年における日本の公的社会支出のGDP比は23.06%で、これはOECD34ヶ国のなかで上から14番目に位置し、その34ヶ国平均である

21.12%を1.94ポイント上回っていた³⁷⁾。すなわち、国民負担は低め、公的社会支出は高め（ただし、その多くは高齢者向け）で、そのギャップを赤字財政で補填しているという日本の社会保障の現実を、ここに垣間見ることができる。

さて、日本の国民負担の構成は上記の通りであるが、土居（2012, pp.235-236）は、「個人所得課税や法人所得課税が税込全体に占める割合が高いと（一人当たり実質）経済成長率に負の影響を与えるのに対し、消費課税が税込全体に占める割合が高いと経済成長率に正の影響を与えることが認められたという」分析結果（Arnold [2008]）を紹介している。確かにグローバル化した経済のもとでは、高い所得課税が資本や資産の海外逃避の要因となり³⁸⁾、経済にマイナスの影響を与えうる。また、土居（2012, p.235）は、「消費税は、社会保障にまつわる受益と負担の世代間格差を広げにくいことや、貯蓄の二重課税を回避できて経済成長を阻害しにくいなどの点で、同じ税収を得るのにできるだけ経済活動を妨げずにすむ意味で、他の税目よりも望ましい性質を持っている」としている³⁹⁾。ちなみに、土居（2012, pp.239-240）は、2000年から2010年にかけての日本とヨーロッパ諸国の平均実質経済成長率と消費税（付加価値税）の標準税率を示したうえで、それが税率20%前後のヨーロッパ諸国で高い経済成長率が記録されていた（この成長率には、2007年以降の世界金融危機の影響も含まれている）ことを示唆していると述べている⁴⁰⁾。

他方、宮島（2009, p.25）は、EU諸国の付加価値税の標準税率に比べて低税率の日本の消費税に増税余地が十分にあるという見方を、単純で表面的な国際比較であるとしている。そこでは特に、EUの成立にともなう税関の廃止により、付加価値税の域内貿易における課税原則が、従来の消費地原則（仕向地原則）から原産地原則に転換された⁴¹⁾ため、標準税率や税率構造の共通化が必要になり、EU指令で15%以上の標準税率の採用が加盟国に義務づけられたことの重要性が指摘されている（宮島, 2009, p.25）。ただし、宮島（2009, pp.25-28）は、日本の政府総支出（対GDP比）が主要国に比べて小規模であるにもかかわらず、財政赤字と政府債務残高の規模が大きいことの主因として租税負担率の低さをあげ、それを象徴する低い消費税率が、高齢化の進展に相応しい社会保障の整備と財政健全化の観点から問題視されて然るべきだとしている。また、宮島（2009, p.23）は、税収の安定性と負担の一般性から、消費税は社会保障の財政基盤に相応しく、少子高齢化にともなう経済成長率の鈍化傾向を考慮すれば、社会保障財源として消費税への期待が大きいのは当然であるとも述べている。前項でみた社会保険料の問題点も合わせて考えると、消費税に着目することは自然なことであろう。

なお、吉田（2017, p.141）は、「消費税の引き上げが消費を減少させるのは、むしろ一時的なものであり、その税率がまだ低いということもあるが、消費税の消費抑制効果はこれまで懸念されてきたほど大きいものではない」としている。では実際のところ、消費税の導入または消費税率の引き上げは、景気にどの程度マイナスの影響をもたらしたのだろうか。それを消費税が導入された1989（平成元）年度、消費税率が引き上げられた1997（平成9）年度、2014（平成26）年度の実質GDPでみると、確かにこれらの年度の前年度から成長率は下落（88年度の6.4%から89年度の4.6%、96年度の2.9%から97年度の-0.0%、2013年度の2.6%から14年度の-0.3%）

している。ただ、増税前年度の駆け込み需要と増税年度の反動需要減があるため、そうした下落はある程度は避けられない。1990（平成2）年度の実質GDP成長率（6.2%）は、ほぼ88（昭和63）年度の水準（6.4%）に回復している（もっとも91年度以降はバブル経済崩壊の影響から急速に低下）し、97（平成9）年度から99（平成11）年度にかけての落ち込み（-0.0%→-1.5%→0.7%）に関しては、どの程度が消費税率の引き上げによるものなのか、正確にはわからないだろう⁴²⁾。97（平成9）年4月には、消費増税にくわえて、94（平成6）年度から3年間にわたって実施された所得税と個人住民税の特別減税廃止や、健康保険料の負担増があった。また、同年7月にはアジア通貨危機が発生してアジア諸国の景気が急激に落ち込んだことや、同諸国の通貨に対して大きく円高に振れたことが、日本の景気を圧迫した。さらに同年11月には、山一証券や北海道拓殖銀行が経営破綻している。他方、2014（平成26）年度の消費不況に関しては、消費増税の影響だけではなく、賃金の低下による家計の可処分所得の減少も指摘されている（吉田、2017、p.141）。

おわりに

増大する社会保障費用を賄うためには、それ相応の負担が必要であり、今後いつまでも財政赤字を出し続けることはできない。したがって、給付の効率化や重点化等を進めるのは当然であるが、相応の給付水準を国民（または住民）が求めるならば、その合意を得ながら負担増をはかっていかなければならない。ちなみに、国民負担率と経済成長との相関関係については、負の相関関係があるとするもの（例えば加藤 [2009]）がある一方で、相関関係はないとするもの（例えば神野・池上編 [2009、第1章・第6章]）や、正の相関関係があるとするもの（例えば、小西 [2010]）もあり、評価は定まっていない。

社会保障の財源としては、公平・中立・簡素の三原則に配慮しつつ、各種の税と社会保険料を適切に組み合わせて調達していくという視点が必要になるが、すでにみたように、日本の社会保険料の在り方には消費税以上の逆進性が見受けられる部分があり、賃金や雇用・就業行動にとって、必ずしも中立的だとは言えない側面もある。また、巨額の公費負担が投入されているとはいえ、保険方式を中心に社会保障が形成されている日本では、国際的にみても国民負担に占める社会保障拠出金（大部分は社会保険料）の比重が高い。他方、社会保障の所得再分配機能に着目すれば、その財源としては累進性をもつ所得課税が望ましいものの、グローバル化した経済のもとでは、高い所得課税は資本や資産の海外逃避を招きかねない。したがって、逆進性の問題はあがあるが、その他の税目や社会保険料との比較において、現状では消費税に社会保障財源としての妥当性が認められる。

ただし、将来に向けて社会保障費用が確実に増大していくなかで、それを賄うための消費増税を安易に繰り返していくことは、もちろん支持できない。筆者が言いたいのは、個人所得課税、

法人所得課税，資産課税，消費課税，そして社会保険料を適切に組み合わせていく過程で，当面は国際的にみても比重の低い消費課税に着目することであって，それをどこまでも引き上げていくことではない。また，消費増税による逆進性を緩和するものとして，給付付き税額控除を導入する必要性も指摘しておきたい。

〔注〕

- 1) 国債は大別すると普通国債と財政投融资特別会計国債（財投債）に区分され，2018年度末見込みでは両者の合計残高は915兆円（財務省主計局2017）である。
- 2) 厚生労働省のウェブサイト（<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/kaiji/roudou01.html>：2018年10月6日アクセス）を参照。
- 3) ここでの記述は厚生労働省のウェブサイトによる（<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/kaiji/nenkin01.html> 2018年9月20日アクセス）。
- 4) 以下，歳入や歳出という場合，特に断りのない限りは普通会計を指す。
- 5) 地方政府の予算編成（予算調整）の過程については湯本（2015，pp.53-57）を参照。
- 6) 以下，市町村という場合，特別区と一部事務組合等を含む。
- 7) 第2表「団体種類別決算規模の状況」を参照。
- 8) 第12図「目的別歳出決算額の構成比」を参照。
- 9) 資料編，第37表「民生費の状況」のその3「財源内訳」を参照。
- 10) 生活保護や児童手当等のように，国からの法定受託事務として地方公共団体が取り扱っているものもある。
- 11) 第15図「性質別歳出純計決算額の構成比の推移」を参照。
- 12) 資料編，第81表「扶助費の状況」を参照。
- 13) 資料編，第73表「性質別歳出決算額の状況」のその1「総括」，および同第37表「民生費の状況」のその2「性質別内訳」を参照。
- 14) 資料編，第73表「性質別歳出決算額の状況」のその1「総括」，および同第93表「繰出金の状況」のその1「繰出先別内訳」を参照。
- 15) 注11)に同じ。
- 16) これは，地域住民が求める公共サービス等の提供に対して，地方交付税と国庫支出金を主要形態とする国の財源補填が不可欠なことを示している。湯本（2015，pp.154-155）は，国に対する地方の従属・隷属の問題がこの点についてまわる等の問題を指摘し，より徹底した地方分権と，公共サービスの規模に即した税源の再配分を主張するとともに，同様の問題が都道府県と市町村の間にも存在すると述べている。
- 17) 第2表「団体種類別決算規模の状況」および第3表「実質収支の状況」を参照。
- 18) 第12図「目的別歳出決算の構成比」を参照。
- 19) 表現は異なるが，小塩（2014，p.229）も，そうした前提条件を認めている。
- 20) 量的・質的金融緩和は，消費者物価の前年比上昇率2%という物価安定の目標を実現することを目的としているが，周知のとおり，この目標は当初の見込み通りには実現されていない。物価が日本銀行の思惑通りに上がらない原因のひとつとして，黒田総裁はネット通販（アマゾンや楽天等）の普及によって安価な商品が流通していることをあげたが（2018年6月），ほかにも収益の柱である医薬品の販売と合わせて食品等を安価に販売するドラッグストアの拡大と，消費に慎重な人々の増加等が物価上昇を抑制していると考えられる。
- 21) 2018年6月末における日本銀行の国債保有比率は42.30%となっている（日本銀行調査統計局，2018）。なお，財政法第5条は，「すべて，公債の発行については，日本銀行にこれを引き受けさせ，又，借入金の借入については，日本銀行からこれを借り入れてはならない」と定めているが，「但し，特別の事由がある場合において，国会の議決を経た金額の範囲内では，この限りでない」ともしている。

- 22) 上記のように売買シェアというフローでみれば、海外投資家は現物や先物市場での取引を通じて、国債の価格や金利に影響をもたらさう。また、国債の金利は、現物市場と活発な取引が行なわれている先物市場との間の裁定関係で形成されており、先物と現物の国債利回りの相関係数は0.8～1.0で推移している(川村編, 2016, p.195)。
- 23) これは、日本の社会保障が、「当初ドイツ型社会保険システムとして出発し、次第に(イギリス的な)普遍主義的方向に移行していったこと」(広井, 1999, p.38)の結果ともいえるべき特徴である。なお、そうした普遍主義的方向への移行は、国民皆保険や老人保健制度、基礎年金制度の導入によって進んできたものである(Cf. 広井, 1999, pp.39-52)。
- 24) 国立社会保障・人口問題研究所(2018)の集計表2を参照。なお、ここでの集計には、社会保険として厚生年金基金や国民年金基金等が含まれている一方で、国家公務員共済組合や地方公務員共済等は社会保険とは別区分となっているが、本文中の金額は、これらをすべて含めて合計したものである。
- 25) 国立社会保障・人口問題研究所(2018)の集計表2を参照。なお、給付と管理費以外の支出項目として「その他」(内容は施設整備費等)が1兆4031億5500万円あるが、その財源は不詳。
- 26) 消費税を含む間接税の逆進性については、例えば上村・足立(2015)の第2章で実証分析されている。ただし、同書は財政再建のために「消費税率の引き上げは不可欠」としている(上村・足立, 2015, p.12)。
- 27) 老齢基礎年金の場合には、減免を受けたとしても、その分だけ年金額が減額される。
- 28) 低所得者には、生活必需品以外を購入するという選択の余地がない場合もある。
- 29) ただし、低所得者を対象に、2割、5割、7割の軽減措置がある。また、応能割についても、中間所得層を対象に、所得に比して保険料の支援が行なわれている。(上村・足立, 2015, p.85)
- 30) ただし、厚生年金の場合には、標準報酬月額や標準賞与額の上限によって報酬比例部分の給付も頭打ちとなる。
- 31) 海外で蓄積されてきた事業主負担の帰着に関する実証分析では、ほぼどの研究においても賃金への転嫁が起きるといえる結論が得られている(酒井, 2009, p.64)ものの、それが雇用・賃金システムの異なる日本にも当てはまるかどうかは、慎重に検討しなければならない。この問題に関する日本の実証研究の蓄積は徐々に進んでいるが、労働者への転嫁を確認するもの、転嫁を否定するもの、部分的に労働者へ転嫁されるとするものと、評価は分かれている(駒村・丸山, 2015, p.15)。そのなかで、酒井(2009, pp.86-87)は、事業主負担増に対する日本企業の反発は、労働者の賃金等に転嫁しにくいことの裏返しともとれるとしている。
- 32) 地方消費税となる2.2%を10%から控除した国税分7.8%に地方交付税率19.5%を乗じた消費税換算率は1.52%となり、これに2.2%をくわえた3.72%が実質的に地方分となる。
- 33) 予算総則とは、「歳入歳出予算などは別に毎年度の財政運営に必要な基礎的事項について、条文形式で規定を設け、その年度の予算の一部として国会の議決を求めるものである。国会の議決を経て、あくまで法律ではない」。(知原, 2017, p.5より引用)
- 34) 「消費税増税で教育無償化なのに法改正なし? : 首相への忖度で決めず、国会論戦すべきだ」『東洋経済ONLINE』, 2017年12月21日を参照(<https://toyokeizai.net/articles/-/201964> 2018年10月17日アクセス)。
- 35) 『日本経済新聞』電子版, 2018年6月15日「骨太、財政健全化先送り 経済界の評価分かれる」を参照(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO31846510V10C18A6EA4000/> 2018年10月15日アクセス)。
- 36) 消費税10%から現行の地方消費税1%分を除いた分。うち消費税率5%から10%への引き上げによる増収分は14.0兆円。
- 37) OECD.Stat (Social Expenditure, https://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SOCX_AGG 2018年10月15日アクセス)による。なお、国立社会保障・人口問題研究所による「社会保障費用統計」のOECD基準社会支出は、公的社会支出のほか義務的私的社会支出を含んでいるので、本文中のデータとは一致しない。
- 38) この点について山田(2017, p.68)は、かつては所得税や法人税を中心とする直接税の増税によって社会保障の財源を調達できたが、直接税の税率を低くする国際競争が起こったため、間接税である消費税(ヨ-

- ロップでは付加価値税)の税率を引き上げざるを得なくなったとしている。
- 39) このことは土居（2010）で指摘されたことである。なお、「消費税は、社会保障にまつわる受益と負担の世代間格差を広げにくい」という点に関しては、土居（2012, p.235）は、脚注で「当然ながら、消費税増税に伴う物価上昇分は、年金給付を増額しない措置が講じられることが必要である」としている。また、土居は消費税率引き上げと法人税率引き下げを提唱しているが、消費税増税においては、低所得者への配慮として、所得税制での給付付き税額控除を導入すべきだとしている（土居, 2012, pp.236）。
- 40) したがって、「今後求められるわが国の経済財政運営は、むしろ高い消費税率であっても経済成長が持続できるような経済構造である。」（土居, 2012, p.239 より引用）
- 41) 原産地原則の下では、国際間で取り引きされる財・サービスへの付加価値課税に関し、税率は課税財が「生産される場所」（原産地）で決められ、輸出は「税込み価格」で行われる。これと反対に、仕向地原則の下では、税率は「売られる場所」（消費地・仕向け地）で決められ、輸出は「税抜き価格」で行われる。VATは原則的にこのどちらの方法によっても課税可能であるが、仕向地原則を採用する場合には、課税が消費国においてのみなされることを保障するために国境税調整、すなわち輸出業者にゼロ税率課税し輸入業者に輸入時課税をそれぞれ行うための国境管理が必要となる。（菊池, 1995, p.2 より引用）
- 42) 以上、実質 GDP 成長率については、内閣府の『2009 年度国民経済計算（2000 年基準・93SNA）』および『2016 年度国民経済計算（2011 年基準・2008SNA）』を参照（http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h28/h28_kaku_top.html 2018 年 9 月 18 日アクセス）。

〔参考文献〕

- Arnold, J. (2008) “Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth?: Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries,” *OECD Economics Department Working Papers* No. 643, Organisation for Economic Cooperation and Development.
- OECD (2017) *Revenue Statistics 1965-2016*, Organisation for Economic Cooperation and Development.
- 池上岳彦 (2017) 「社会保障の財源問題—租税と社会保障をめぐる論点—」『社会政策』第 9 巻第 1 号, pp.63-76.
- 上村敏之・足立泰美 (2015) 『税と社会保障負担の経済分析』日本経済評論社。
- 確井光明 (2009) 「社会保障財政における社会保険料と租税——財政法学からの分析——」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の制度分析』東京大学出版会, 第 4 章, pp.89-109.
- 小塩隆士 (2014) 『持続可能な社会保障へ』NTT 出版。
- 加藤久和 (2009) 「租税・社会保障と経済成長」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会, 第 5 章, pp.121-143.
- 川村雄介編 (2016) 『明解 日本の財政入門』一般社団法人 金融財政事情研究会。
- 菊池威 (1995) 「EU の間接税調和と国境税調整について」『亜細亜大学経済学紀要』, 19(3), pp.39-65.
- 菊池馨実 (2003) 「社会保障とその特質」加藤智章・菊池馨実・倉田聡他『社会保障法（第 2 版）』有斐閣, 第 1 章, pp.1-35.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2018) 『社会保障費用統計（平成 28 年度）』（http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h28/fsss_h28.asp 2018 年 9 月 9 日アクセス）。
- 小西秀樹 (2010) 「マクロ経済学から見た社会保障」宮島洋・西村周三・京極高宣編『社会保障と経済 2 財政と所得保障』東京大学出版会, 第 1 章, pp.3-24.
- 駒村康平・丸山桂 (2015) 「就業形態の変化と社会保険・企業福祉」『日本労働研究雑誌』No. 659, pp.5-15.
- 財務省 (2016) 『日本の財政関係資料』（https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201803_00.pdf 2018 年 10 月 22 日アクセス）

- (2018a) 『社会保障について』
(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia300411/01.pdf 2018年8月20日アクセス)
- (2018b) 『平成30年度予算のポイント』
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/01.pdf 2018年8月20日アクセス)
- (2018c) 『国債の海外IR等について』
(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gov_debt_management/proceedings/material/d20180615-3.pdf 2018年9月12日アクセス)
- 財務省主計局 (2017) 『我が国の財政事情 (平成30年度予算政府案)』
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/04.pdf 2018年9月20日アクセス)
- 酒井正 (2009) 「社会保険料の事業主負担と賃金・雇用の調整」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会, 第3章, pp.63-91。
- 四方理人「社会保険は限界なのか? ——税・社会保険料負担と国民年金未納問題——」『社会政策』第9巻第1号, ミネルヴァ書房。
- 神野直彦・池上岳彦編 (2009) 『租税の財政社会学』税務経理協会。
- 総務省自治財政局 (2018) 『平成30年度地方財政計画関係資料』
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/01.pdf 2018年9月13日アクセス)
- 総務省 (2018a) 『平成30年版地方財政白書 (平成28年度決算)』
(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/30data/2018data/30czb01-02.html 2018年9月13日アクセス)
- (2018b) 『平成28年度地方財政統計年報』(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/toukei28.html> 2018年9月13日アクセス)
- 知原信良 (2017) 「消費税と社会保障目的税化」『杏林社会科学研究』Vol.33 No.3。
- 土居丈朗 (2010) 『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社。
- (2012) 「財政健全化に必要な方策」土居丈朗編『日本の財政をどう立て直すか』第7章, 日本経済新聞社。
- 沼尾波子 (2018) 「生活保護制度と財政」高端正幸・伊集守直編『福祉財政』(福祉 + α 11) ミネルヴァ書房, 第10章, pp.149-162。
- 根岸睦人 (2018) 「税と社会保険料」高端正幸・伊集守直編『福祉財政』(福祉 + α 11), ミネルヴァ書房, 第3章, pp.35-49。
- 野田彰彦 (2017) 「消費増税による増収分の使途変更」『みずほインサイト』みずほ総合研究所, 2017年9月26日。(<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl170926.pdf> 2018年10月17日アクセス)
- 日本銀行調査統計局 (2018) 『2018年第2四半期の資金循環 (速報)』
(<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf> 2018年9月20日アクセス)
- 広井良典 (1999) 『日本の社会保障』岩波書店。
- 宮島洋 (2009) 「社会保障と税制」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の制度分析』東京大学出版会, 第1章, pp.15-39。
- (2010) 「社会保障と財政・税制」宮島洋・西村周三・京極高宣編『社会保障と経済: 2 財政と社会保障』東京大学出版会, 第5章, pp.95-119。
- 山田篤裕 (2015) 「社会政策の経済理論」駒村康平・山田篤裕・四方理人他 (2015) 『社会政策: 福祉と労働の経済学』有斐閣, 第2章, pp.51-75。
- 山田謙次 (2017) 『社会保障クライシス: 2025年問題の衝撃』東洋経済新報社。

- 湯本雅士（2015）『日本の財政はどうなっているのか』岩波書店。
吉田有里（2017）『社会保障の数量分析』清文社。